

平成25年鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
平成25年 3月21日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成25年 3月21日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成25年 3月21日 午後1時55分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 員	1	熊井照明		2	須山由紀生	

職出 務席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成25年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月21日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第6号 鞍手町新型インフルエンザ等対策本部条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第7号 鞍手町営住宅等整備基準条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第8号 鞍手町準用河川構造の基準に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第13号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第14号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第15号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第16号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第17号 鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第19号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第20号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第21号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第24号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算
(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第13 議案第37号 宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の共同設置に
関する規約の変更について
(民生産業委員長報告)
- 日程第14 議案第36号 鞍手町道路線の認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第15 議案第4号 過疎地域自立促進計画の変更
(総務文教委員長報告)

- 日程第16 議案第5号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第9号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を
改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第12号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第18号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第22号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号) (総務文教委員長報告)
- 日程第23 議案第23号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算
(第1号) (総務文教委員長報告)
- 日程第24 議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第25 議案第26号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第27号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第28号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第28 議案第30号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第29 議案第31号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第30 議案第33号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 議案第29号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第32 議案第32号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)

日程第33 議案第34号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
(総務文教委員長報告)

日程第34 議案第35号 平成25年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)

日程第35 意見書第1号 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化
等を求める意見書

日程第36 閉会中の継続事件

平成25年3月21日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第6号から日程第14 議案第36号までの14件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第6号 鞍手町新型インフルエンザ等対策本部条例。

議案第7号 鞍手町営住宅等整備基準条例。

議案第8号 鞍手町準用河川構造の基準に関する条例。

議案第13号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例。

議案第14号 鞍手町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第15号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

議案第16号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第17号 鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第19号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号。

議案第20号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。

議案第21号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号。

議案第24号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第1号。

議案第37号 宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の共同設置に関する規約の変更について。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第36号 鞍手町道路線の認定。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第6号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第37号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第36号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 2 4 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 3 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 3 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 号 鞍手町インフルエンザ等対策本部条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 6 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 7 号 鞍手町営住宅等整備基準条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 号 鞍手町準用河川構造の基準に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 1 3 号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 1 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 1 4 号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 1 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第15号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第16号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第17号 鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第19号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第20号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第21号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第24号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第

1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第37号 宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の共同設置に関する規約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第36号 鞍手町道路線の認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第36号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第15 議案第4号から日程第23 議案第23号までの9件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の審査報告をいたします。

議案第4号 過疎地域自立促進計画の変更。

議案第5号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例。

議案第9号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例。

議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例。

議案第12号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

議案第18号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第8号。

議案第22号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号。

議案第23号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第1号。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号 過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第5号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第9号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第12号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第18号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第22号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第23号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第24 議案第25号を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託していましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田予算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第25号について討論はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

討論に入ります前に、3月15日に安倍首相が行ったTPP交渉参加の表明について一言言わせて頂きます。

安倍首相は交渉の中で、守るべきものは守るなどとしていますが、一旦参加したら守るべきものが守れないのがTPP交渉です。日本共産党は安倍政権に対しTPP交渉参加表明を行ったことに強く抗議するとともに、参加表明の撤回を強く求めるものであります。

町長もこの立場で、是非頑張って頂きたいと思います。

それでは、議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

2013年度の政府予算案は、大型公共事業のばらまき、大企業減税の拡充、社会保障の削減、原発推進、軍事費の拡大など、財界とアメリカ言いなりの政治を完全に復活させる予算案となっています。

一時的な財政出動で見かけの景気回復を演出することによって、消費税増税への地ならしをねらった予算案であることも重大です。デフレ不況の原因である国民所得の低下を打開する施策は欠落し、地方公務員の賃金引き下げを前提とした地方交付税の引き下げ、年金の減額や生活保護基準の引き下げ等の社会補償費削減など、消費税増税とあわせて、暮らしと経済の危機をますます深刻化させる予算となっています。

平成25年度鞍手町一般会計予算は、町長就任後あまり時間がなく、歳入不足がある中で予算編成では、かなり苦労されたことだろうと思います。

更に、その中で小学校入学前までの医療費無料化や妊婦検診、子宮頸がんワクチンなどの予防接種の継続や、各小学校のトイレの洋式化など、歓迎される予算も組み込まれています。

しかしながら、家計の所得は減り続け、負担は増えている中で高すぎる国保税やゴミ袋料

金、保育料の負担軽減などは考えられていません。とりわけ国保会計は医療費の伸びにより制度維持も危うくなっています。それを保険者に押しつけるようなことはあってはなりません。税の公平性という意味からも、同和関係予算にも本格的メスを入れるべきです。

こういった問題点の解決策を示し、国保税やゴミ袋料金の値下げ、さらなる子育て支援など、町民の暮らしと営業を応援する予算に組み替えていくことを求めて反対討論を終わります。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第25 議案第26号から日程第30 議案第33号までの6件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第26号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第27号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第28号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第30号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第31号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第33号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 27 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 28 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 30 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 31 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 33 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 26 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 27 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 28 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 30 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 31 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 33 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号 平成 25 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第27号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第28号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第30号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第31号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第33号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第31 議案第29号から日程第34 議案第35号までの4件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第29号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第32号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算。

議案第34号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算。

議案第35号 平成25年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第32号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第34号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第35号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第34号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第35号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号 平成 25 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 29 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 32 号 平成 25 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 32 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 34 号 平成 25 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 34 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 35 号 平成 25 年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 35 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第 35 意見書第 1 号を議題とします。

提出者を代表して 6 番議員 原 哲也君に趣旨説明をお願いします。

原 哲也君。

○ 6 番 原 哲也君

意見書第 1 号を提案します。

意見書第 1 号 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書。別紙意見書案を提出する。

平成 25 年 3 月 21 日提出。

提出者 鞍手町議会議員 原 哲也。

同じく 栗田 幸則。

提案理由。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条並びに鞍手町議会会議規則（昭和 62 年

鞍手町議会規則第1号)第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 川野 高實君

お諮りします。

意見書第1号は、質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第1号 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に日程第36 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員会から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

次に、3月31日付けで退任されます、山本教育長から挨拶の申し出があります。

これをお受けしたいと思います。

○教育長 山本 喜久男君

この度退任することになりまして、ご挨拶の時間を頂きましたことは有り難く思っています。

鞍手町教育長を、3月31日をもって退任させて頂くことになりました。先人の郡司島教育長の後任として就任して以来5年と3ヵ月余り、町当局をはじめ町議会議員の皆様のご指導、ご鞭撻のもとに本日を迎えられることを、心から感謝いたしています。その間、教育問題に関しましては、教育環境の整備、充実に関しまして、多くのご指摘やご助言、或いはご支援を頂きました。

特に学校の耐震化につきましては、平成23年度末までには、全ての町内の校舎が耐震化に適用するようにさせて頂きました。この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

教育委員の任期はあと半年あまり、10月3日までございます。しかし私事ではございますが、1年半ほど前から左耳が突発性難聴ということで、随分苦勞しまして補聴器等も挿入しました。それが段々進行しまして、右耳まで移行しまして非常に困っていたわけですが、

このままの状態では公務に支障の恐れがあるということで、自分で判断をいたしまして2月1日付けで辞職願を出させて頂き、3月31日をもって退職するという事にさせて頂きました。

今日中学校の統合問題を含め、教育問題が山積する中、私の体調不良により任期途中で退職することは慙愧に堪えない次第でございます。

在職中の5年あまりは、町の行財政改革、また教育改革のまっただ中でした。私としては小中学校の整備統合問題をはじめ、教職員の資質の向上、小中連携、学力向上等につきまして誠心誠意取り組んできたつもりでございます。

中でも平成20年8月から室木小学校、西川小学校の整備統合問題についての調査検討を20ヵ月に亘って行ってまいりました。統合は実現はしませんでした。小規模校の運営、或いは複式学級の経営等につきまして地域の方々、或いは学校関係者に理解を深めて頂くことが出来ました。

また、2校だけの問題でなく整備統合問題につきましては、全町的な視点で検討する必要があるのではないかという提言も頂きました。今日進行しています中学校統合問題につきましては、この延長線上にあるものだと思っております。

学校の教育内容に触れて見ますと、平成20年度より小中学校連携を取り入れ、小学校の英語活動の23年度からの必修を前倒ししまして、職員の合同研修会を毎年継続していますし、指導力の向上を図って来たところでございます。

義務教育9カ年を見通した南北両中学校単位の連携授業と申しますか、公開授業を小中学校でお互いにやっています。こういったことを通しまして、授業の工夫改善や指導力の向上を図って来たところでございます。

また今日の地域基盤社会の進展に伴いまして、児童生徒に生きる力を育むために、平成23年度から西川小学校、新延小学校、鞍手南中学校が県の学力向上推進授業の指定を受けていまして、その先導的な取り組みを町内全小中学校で取り組むように組織化いたしました。意図的、計画的に町内全ての学校で取り組んでいます。そしてその結果を検証し、25年度の学力、県平均は基より、全国レベルまで高めることを目標として現在取り組んでいるところでございます。着実に進展の様子が現在伺えます。25年度を楽しみにしていたわけでございます。

退任の挨拶としましてはちょっと長くなりましたが、鞍手町の教育の現状をご報告させて頂きまして挨拶に代えたいと思います。今後私は治療に専念し、清逸有徳の余生を送りたいと思っております。

終わりにになりましたけれども、今日まで大変お世話になりましたことを、ここに改めてお礼申し上げ退任の挨拶といたします。どうも長い間お世話になりました。

○議長 川野 高實君

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成25年第2回定例会を閉会します。

閉会 13時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川野高實

議員 熊井照明

議員 須山由紀生